

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定（中山間・地域振興課）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

名 称	鳥取市南部特定地域づくり事業協同組合
住 所	鳥取県鳥取市佐治町加瀬木2542番地1
代 表 者 の 氏 名	小谷 繁喜
事 務 所 の 名 称	鳥取市南部特定地域づくり事業協同組合
事務所の所在地	鳥取県鳥取市佐治町加瀬木2542番地1
地 区	鳥取県鳥取市佐治町、用瀬町、河原町
事 業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間満了の日	令和18年3月31日